

琉球王国時代の宮廷芸能衣裳 — 戌年の御冠船芸能から —

Costumes of the Court Entertainment of the Days of Ryukyu Kingdom:
From *Ukanshin* Entertainment of 1838

須藤 良子
SUDO, Ryoko

はじめに

1838年（戌年）、道光18年、琉球王国の首里では、中国の冊封使を迎えるための様々な準備が行われていた。

琉球と中国の冊封体制は永楽2年(1404)に始まり、1838年は23回目の使節を迎えようとしていた。冊封とは中国皇帝の使者が琉球国王を「中山王」に任命することで¹、そのために派遣される使節を冊封使と呼ぶ²。この冊封使をもてなすために琉球では様々な宴を催し³、その宴では芸能も披露した。特に中国の使節をもてなす宮廷芸能を「御冠船踊⁴」という。「御冠船」とは王冠⁵をもたらず船のことを意味する。宮廷芸能の担い手は士族階級の男性であり、明治に入るまで芸能を職業とするもの達が組踊などの宮廷芸能を演じることはなかった。またこのような芸能を享受できるのも王家を中心とした士族階級のもの達であり特別な芸能であった。

1838年、戌年の冊封に関わる記録から、披露した芸能は「老人踊⁶」「入子踊⁷」「若衆踊⁸」「女踊⁹」「組踊¹⁰」などであることが確認できる。このような冊封使を歓待するための芸能は、次の1866年（寅年／同治5）の冊封を最後に再び執り行われることはなかった。

琉球王国はその後、日本の運命とともに大きく様変わりし、1872年（明治5年）には強制的に琉球藩となり、1879年（明治12年）に沖縄県となる。この歴史の変革とともに宮廷芸能も変容し、それに伴い芸能衣裳の様相も変わっていく。

本論では比較的資料の整っている戌年の御冠船芸能から琉球王国末期の芸能衣裳を探り、現在の沖縄古典芸能の衣裳と比較し、その変容を考察するものであり、従来の琉球芸能衣裳論の再考を試みる。

沖縄では明治12年の琉球処分による王国の滅亡や、第二次世界大戦による本島の壊滅的な被害によって染織品のみならず建造物から美術工芸品にいたるまですべてのものを失い、御冠船芸能に関わる「もの」は残されていない。よって現在復元されている御冠船芸能のほとんどが手探りの状態からの作業である。本論がこのような状況の御冠船芸能復元の一助になればと考えている。

1. 先行研究と研究方法

1-1. 資料について

中国皇帝の使節を歓待した芸能がどのようなものであったのかを知る手掛かりとして2つの文献『琉球戯曲集』『戌年冠船躍方日記』を挙げる。

1-1-1. 『校註 琉球戯曲集¹¹』について

『校註 琉球戯曲集』（以下『戯曲集』）は、主に1838年の「仲秋之宴」と「重陽之宴」に演じられた芸能の番組と役柄・出演者・着付・台詞が収められた戯曲集である。底本として沖縄県立図書館所蔵の「羽地本¹²」を採用し、「小録本¹³」と民間流布の異本を参照し、伊波普猷の校訂により昭和4年に発行された¹⁴。前編・後編・補遺の3つに分かれている。

前編は大清道光18年戊戌（つちのえいぬ）（1838）8月12日の「仲秋之宴ニ付両勅使様御登壇之時躍之次第」となっている。演目は十番で「神歌こねり」から始まり「まりをどり」で終了している（表1参照）。後編は道光18年戊戌8月24日の「重陽之宴に付両勅使様御登壇之時躍之次第」とあり、十一番の演目が収録されている。「老人老女」に始まり「唐棒」で終了し

表1 『琉球戯曲集』 演目と役柄一覧表

大清道光18年戊戌8月12日 仲秋之宴

	一番	二番	三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番
芸能の種類	神歌こねり	入子躍	若衆躍	組踊	女躍	組踊	若衆躍	組踊	唐棒	まりをどり
演目			扇おどり	護佐丸敵討	女笠をどり	執心鐘入	鞆鞆をどり	忠士身替の巻		
役柄	神歌主取	天孫子		あまおへ		若松		八重瀬の按司		
	同地(地方)	大黒天		供		女		渡橋のひや		
		鞆鞆打		きゅちゃこ持		座主		国吉の子		
		しゃうご打		鶴松		小僧		きょうちゃこ持		
		大鼓打		亀千代		鬼女		若按司		
		おんとう		母				亀千代		
		地方						金松		
								母		
								波平大主		
								平安名大主		
								崎枝のひや		
								森川の子		
								吉田の子		

大清道光18年戊戌8月24日 重陽之宴

	一番	二番	三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番
芸能の種類	老人老女	若衆躍	組踊	女躍	まりをどり	組踊	若衆躍	組踊	女躍	組踊	唐棒
演目		若衆笠躍	銘苺子	團躍		孝行之巻	魔をどり	大川敵討	天川をどり	大城崩	
役柄			銘苺子			男子		谷茶の按司		大城若按司	
			天女			姉		石川満名		外間の子	
			娘			母		門番		供 2人	
			男子			頭取		きょうちゃこ持		虎千代	
			上使			時之大屋子		若按司		金松	
			供			供		村原		大里の按司 をなぢやら	
								原国兄弟		乳母	
								村原母		草切	
								村原妻		きょうちゃこ持	
								西川の子			
								西川の使			
								瀬底下こおり			
								喜瀬の大屋子			
								泊			

補遺

芸能の種類	組踊			
演目	女物狂	手水の縁	花売の縁	万歳敵討
役柄	盗人	山戸	森川の子	謝名の子
	男子	玉津	妻	慶運坊
	母	志喜屋の大屋子	鶴松	高平良御鎖
	座主	山口の西掟	猿引	御鎖妻
	小僧	門番	猿	娘
	童子		薪木取	列女
				道行人
				御鎖供
				きょうちゃこ持

ている。

伊波本以前には台詞などが散文のように書き下して記載してあったが、この『戯曲集』は沖縄的韻文の八調の律動に乗るように原文を整理し、発音表記をローマライズした独自性が認められるという¹⁵。

1-1-2. 『冠船躍方日記¹⁶』について

『冠船躍方日記』(以下『躍方日記』)は戊年(1838年)の冠船芸能を管掌した役所の日記で、躍奉行の任命に始まり諸役の任命、材料の調達や芸能練習を経て諸宴に至るまでの様子などが記されている。日記は酉年(1837)正月19日に羽地按司を冠船躍奉行に任命するところから始まる。つつがなく冊封使を迎え、彼らが帰国すると王家の打ち上げの宴である御膳進上^{ごぜんしんじょう}があり、終了後それぞれ後片付けをすませ『躍方日記』を提出して全業務を亥年(1839)8月に終了する。『躍方日記』には芸能衣装の材料を調達する様子が克明に記され、仕立てや染めの注文なども記録されている貴重なものである。

1-1-3. その他の資料

戊の冠船躍に関する絵画資料は現在のところ確認さ



図1 『琉球人坐楽之圖』永青文庫所蔵

れていない。参考となる作品で年記銘の確実な作品は、天保3年（1832年）の「江戸上り¹⁷」の様子を描いた『琉球人坐楽之圖¹⁸』である（図1）。江戸上りでは組踊は演じられず、琉球の躍と御座楽（中国音楽）、中国劇のみが演じられたのだが、『戯曲集』の着付から女躍と組踊の女性役は同じ衣裳であることが分る。また、『躍方日記』によると衣裳材料の調達においても先例を参考に今回の材料調達を手配している。先例、つまり前回の冊封は1808年（辰）年であり、天保3年の江戸上りで着用された衣裳は今回の衣裳の手掛かりとなる。天保3年の江戸上りで芸能を演じた楽童子達もほぼ全員この年の冠船躍に出演している¹⁹。

1-2. 先行研究について

これまでに琉球宮廷芸能の衣裳に関しては、矢野輝雄、池宮正治、大城学などの先学の研究があり、『御冠船躍方日記』に関しては板谷徹が代表となっている翻刻、崎原綾乃の論文が示されている。

矢野輝雄は『組踊への招待²⁰』において、組踊の役柄は琉球士族の位階が役柄に反映されており衣裳も役柄に応じた決まりがあるとして、地質によって区別されていることを説いている。また能装束では役柄と出立ちに明確な対応がみられるが組踊では柔軟性に富んでいることを指摘している。

池宮正治と大城学は『戯曲集』の着付を中心に注釈と考察を行っている。池宮は「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察²¹」において『琉球戯曲集』「鎌倉芳太郎ノート」にある役柄と着付を挙げ、その着付けがどのようなものであるのかを概説している。役柄と身分が、着用される衣裳の地質と形状に対応していることなどを例に挙げて説明しており、テキスト的なものとなっている。その集大成として池宮と大城の「組踊及び琉球舞踊の衣裳及び着付等用語集²²」がある。また大城は「沖縄の伝統芸能にみられる民族衣裳²³」の中で『戯曲集』にある組踊「執心鐘入」と「護佐丸敵討」の着付とその語釈をおこなっている。

一方、板谷徹らが『御冠船躍方日記』を活字化し報告書としている。その中の「『戊年冠船躍方日記』に

ついて」では、日記から読み取れる人事、舞台の準備、上演演目などを述べ、衣裳に関しては陣羽織や太鼓の調緒などを御内原や大和において調達している事を挙げている。また崎原綾乃が「御冠船芸能の準備と諸宴に関する研究²⁴」で人事、躍稽古、衣裳と小道具、饗宴の全行程、御膳進上など項目ごとに論説している。衣裳に関しては、現在ではみられない豪華な衣裳を使っている事や先例通りにいかなかった場合の事例などを挙げている。

現在までの研究ではそれぞれの文献についての研究はなされているが、2つの資料を分析し、戊年の御冠船芸能の衣裳を準備からたどり『戯曲集』の衣裳に該当する事項を探ることで、当時の芸能衣裳を再現するという研究はいまだなされていない。

1-3. 研究方法

本論では戊年（1838年）に行われた冠船芸能を語る2つの資料（『戯曲集』と『躍方日記』）を突き合わせることで、今まで別々に論じられていたものを全体から概観し19世紀の芸能衣裳を再現するという新たな試みである。

戊年の御冠船以降は寅年（1866）に最後の冊封使が来琉し、その後冊封使を歓待するための御冠船芸能は執り行われることがなかった。明治時代初期には琉球王国がなくなり、芸能を担う士族達も家録を失い、生活の糧を得るために芝居小屋の役者になる者もいた。そして、宮廷芸能は庶民の芸能となり、沖縄芝居などが誕生し、新たな発展を遂げる。このような中で、伝統芸能の意味が再認識され、組踊などの衣裳も王国時代とは違ったものになっていったのではないかと考察する。

芸能を提供する対象が、中国冊封使から庶民へと変化したことで、より庶民層に受け入れられるよう芸能自体も変化した²⁵。このような中で当然芸能衣装も変容したことを考える。今日着用されているような芸能衣裳の源流を探るためにも、戊年の冠船芸能で着用されていた芸能衣裳を再考することは有用な研究であると考えられる。また従来の琉球芸能衣裳論に対する問いかけでもある。

1-4. 現代の沖縄古典芸能衣裳

沖縄の古典芸能には、組踊・琉球舞踊・音楽・琉球芝居そして民族芸能がある。琉球芝居は明治時代に入ってから誕生した芸能であり、民俗芸能は沖縄各地の祭などに該当する。

本論と関係のある芸能は組踊と琉球舞踊であり、これらは御冠船芸能から発展したものである。

現在の琉球古典芸能衣裳は非常に華やかなものである。組踊では、少年役や女性の多くが大模様型の紅型を着用しており、緞子や金襴などの絹織物も豪華なものが使われている。女躍でも華やかな紅型衣裳が着用されている。また、小道具や背景幕も趣向を凝らした物となっている（図2参照）。

華やかな伝統芸能を演出する衣裳となっており、現代の観客の求めるイメージを表現しているともいえよう。



図2 現在の琉球芸能の衣裳 組踊「女物狂」女躍「四つ竹踊」
（『御冠船躍—組踊と舞踊—』より転載）

2. 御冠船芸能で着用する衣裳とその準備

2-1. 成年の御冠船芸能の様子

『戯曲集』の記述から成年の御冠船の宴で披露された演目が明らかとなっている。まずは、この台本から当日の芸能の様子を探っていく。

仲秋之宴一番の「神歌こねり」と重陽之宴一番の「老人老女」はともに能楽「高砂」の系譜に連なる芸能であるという²⁶。「神歌こねり」では神歌（おもろ）主取（ぬしどり）が「おもろ」（沖縄の古い歌謡）を詠い舞う。「老人老女」では翁と媪が登場し祝言を唱え舞う。どちらも長寿や富貴、子孫繁栄を表している。これらは老人踊として収穫祭や豊年祭などの村踊に通じるものと考えられている。

入子躍は多人数の若衆と呼ばれる元服前の少年や二才と呼ばれる青年達が幾重にも輪になって躍るようであるが、その実態は不明な点が多い²⁷。イメージとしては日本の17世紀頃の風俗画に画かれている円舞形式の風流踊のようなものであろうか。

若衆躍や女躍は元服前の宮廷に仕える少年達が躍るもので、華やかな初々しい芸能の様子が偲ばれる。若衆躍は目出度さを表現し、女躍は恋をテーマにした曲目が多い。いずれも足の運びや腰の使い方、手や指のこなし方などに琉球特有の所作が認められるという²⁸。

組踊は日本の能楽や狂言の影響を受けていると考えられている²⁹。それは台詞と踊と音楽からなる舞踊劇であることや、組踊の創始者である玉城朝薫³⁰が薩摩や江戸へ数度上っており、大和の芸能に明るく自らも仕舞「軒端の梅」（能「東北」）を舞ったことなどからである³¹。また組踊の演目も「執心鐘入」が能の「道成寺」、「護佐丸敵討」が曾我物、「銘苺子」が「羽衣」、「女物狂」が「隅田川」の影響を受けているとの指摘もなされている。しかし基本的には琉球に古くから伝わる故事を題材に能や狂言、中国演劇などの要素を取り入れ咀嚼し、親しみのある分りやすい物語へと作り上げられていったといえよう。

組踊の衣裳に関して注目すると矢野輝雄も指摘しているように能装束と比較して役柄と出立ちの対応に柔軟性を帯びており、その着付けは琉球王国時代の特徴を示しているといえる。

「唐棒」は拍子木を打ち太鼓銅鑼で拍子を取る棒踊りの類と思われる。「まりをどり」は獅子舞を伴う踊りで、これらはセットで披露されるものであるという³²。民族芸能として、現在も沖縄各地で演じられている。

仲秋之宴と重陽之宴に披露される御冠船の芸能では、琉球の歴史を彩る様々な芸能が繰り広げられたことが分り、国王の戴冠という国を挙げてのイベントに相応しい華やかな芸能であったことが偲ばれる。また、その芸能で着用される衣裳も一年がかりで用意され、琉球王国の体面に相応しい物であった。

2-2. 御冠船芸能衣裳とその準備

この章では、華やかな御冠船芸能で着用された衣裳の実態を把握するために、先に挙げた2つの資料から、役柄ごとに衣裳を再現し、その衣裳が準備されるまでを追っていく。

『戯曲集』に掲載されている演目と配役は表1を、役柄に対する着付は表2を参照されたい。また『躍方日記』の記録は時系列にそって表3にまとめた。

『戯曲集』を分類すると芸能衣裳としてそれぞれの役柄に対応した着付であることが分る。以下役柄と衣裳の分類ごとに論じる。

女躍・組踊の母や妻などで着用する「琉縫薄衣裳」

「琉縫薄衣裳」は女躍や組踊の母や妻など成人女性を演じる場面で着装する。演じるのは子や里之子³³といった元服間もない青年や元服前の少年である。

「琉縫薄衣裳」について、東恩納寛惇は「この語の意味は実は不明である」とし、後世では紅型の衣裳となっていることを指摘しており、「縫薄」は「縫箔」^{ぬいはく}の当て字であるとの見解を示している³⁴。池宮正治氏も刺繍と摺箔をともなう衣裳とし、現在の芸能では紅型に代用されているものとしている³⁵。また金武良章³⁶は部分的に刺繍をした紅型があったことを伝えている³⁷。

現在では女躍り、組踊の成人女性役ともに大模様型の紅型の衣裳を着用している。しかし「琉縫薄衣裳」の現存作品が確認されていないため、どのような衣裳であったのかは不明である。

「琉縫薄衣裳」が日本の縫箔と同じ刺繍と摺箔の技法を使った衣裳であれば、沖縄に現存するものは現在のところ確認できていない。しかし、刺繍を施した衣裳であれば幾つかの衣裳と衣裳の断片が報告されている³⁸。また、女子美術大学美術館には平絹地の紅型に色糸と金糸の刺繍が施された断片が収蔵されており、金武良章氏の談話を裏付ける(図3)。これらは二枚の断片で、元は一領の大模様型の紅型衣裳であったと考えられ、桜の花の1部分に刺繍が施されている。また、金武町屋嘉区には紅型に金箔らしきものを施した衣裳が現存している³⁹(図4)。枝垂れ桜と杜若が型染された大模様型の紅型で薄く金箔か金泥の施されたものが確認できる。この衣裳は屋嘉の村遊びで着用されており、明治12年頃に首里御殿の御冠船衣裳の払い下げを落札して入手したと伝えられている⁴⁰。

『躍方日記』には「琉縫薄衣裳」に関する記述は認められないが、『戯曲集』の成人女性の着付に記されているので、芸能衣裳として重要な位置を占め、かつ特定の様式の衣裳であることは間違いない。



図3 刺繍入りの紅型 女子美術大学美術館所蔵

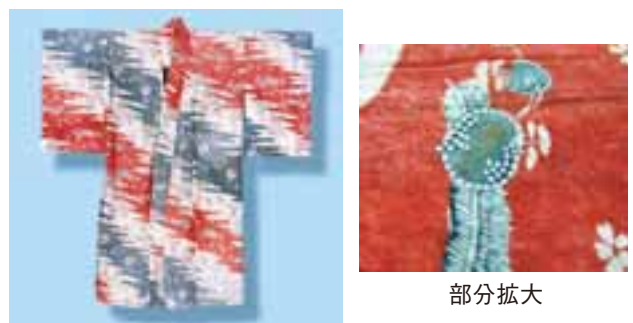


図4 摺箔あるいは金泥のある紅型 金武町屋嘉区所蔵

表2 『琉球戯曲集』着付分類表

衣裳分類	役柄	演目	髪型	頭部	髪飾り	髷	
琉縫薄衣裳		女笠をどり (女躍)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
		團躍 (女躍)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
		天川をどり (女躍)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
	母	護佐丸敵討 (組踊)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
	女	執心鐘入 (組踊)	かつら髪	かつら巾			
	鬼女	執心鐘入 (組踊)		般若の面			
	母	忠士身替の巻 (組踊)	垂髪	紫長巾			
	天女	銘苺子 (組踊)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙 天冠		
	母	孝行之巻 (組踊)	垂髪	紫長巾			
	村原母/妻	大川敵討 (組踊)	垂髪	紫長巾	作花		
	をなじやら	大城崩 (組踊)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
	母	女物狂 (組踊)	かつら髪	かつら巾			
	妻	花売の縁	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
	御鎖妻/娘/列女	万歳敵討 (組踊)	垂髪	紫長巾	作花並金銀水引 熨斗紙		
	板縮縮緬衣裳		扇子をどり (若衆躍)		半向頭巾 長巾	金花並金銀水引	
		鞆靴をどり (若衆躍)		半向頭巾 長巾	金花並金銀水引		
		まりをどり (若衆躍)		半向頭巾 長巾	金花並金銀水引		
		若衆笠躍 (若衆躍)		半向頭巾	金花並金銀水引		
		塵をどり (若衆躍)		半向頭巾	金花並金銀水引		
鶴松/亀千代		護佐丸敵討 (組踊)		半向頭巾	金花並金銀水引		
若松		執心鐘入 (組踊)		半向頭巾	金花並金銀水引		
男子		孝行之巻 (組踊)		半向頭巾	作花		
若按司		大川敵討 (組踊)	はあよをひい				
虎千代		大城崩 (組踊)		半向頭巾	作花並金銀水引		
鶴松		花売の縁		半向頭巾	作花並金銀水引		
緞子衣裳		主取 (ぬしどり)	神歌 (おもろ) こねり		黄銅色緞子丸頭巾		白唐ひげかけ
		天孫子	入子躍		大かむろ		唐黒ひげかけ
		老人	老人老女		金入緞子丸頭巾		白作ひげかけ
		あまおへ	護佐丸敵討 (組踊)		金入緞の入道頭巾向ニ金磨之 竜角飾有る		
	八重瀬の按司/崎枝のひや/森川の子/吉田の子	忠士身替の巻 (組踊)		錦入道頭巾向ニ金磨の竜角飾 有る			
	上使	銘苺子 (組踊)		黒緞子入道頭巾			
	谷茶の按司	大川敵討 (組踊)		金入緞の入道頭巾向ニ金磨之 竜角飾有る			
	朝衣	地 (地方?)	神歌こねり		玉色紗綾丸頭巾		
		縮子衣裳	大黒天	入子躍		黒緞子丸頭巾	
	若按司		忠士身替の巻 (組踊)		半向頭巾	金花並金銀水引	
	同		同 中入より (組踊)		黒緞子入道頭巾		
	頭取		孝行之巻 (組踊)		黒緞子入道頭巾向ニ金襴にて 飾有る		
	高平良御鎖		万歳敵討 (組踊)		黒緞子入道頭巾向ニ金襴にて 飾有る		
	縮子衣裳		若按司	大城崩 (組踊)		半向頭巾	金花並金銀水引
縮緬衣裳			若衆	入子躍		半向頭巾	作花
	亀千代 金松		忠士身替の巻 (組踊)		半向頭巾	作花並金銀水引	
	原国兄弟		大川敵討 (組踊)		半向頭巾 黒縮緬入道頭巾飾 有 (中入より)		
	子 (仔細取控帳)		大川敵討 (組踊)				
	男子		女物狂 (組踊)		半向頭巾	作花並金銀水引	
	童子		女物狂 (組踊)		半向頭巾	作花	
	座主		執心鐘入 (組踊)		黒緞子もつ		
	座主	女物狂 (組踊)		黒緞子もつ			
	紗綾衣裳	地方	入子躍		黒緞子丸頭巾		
		しゃうご打	入子躍		黒縮緬入道頭巾		
		供	護佐丸敵討 (組踊)		黒縮緬入道頭巾		
		きやうちゃこ持	護佐丸敵討 (組踊)	かもらう			
		渡橋名のひや/国吉の子	忠士身替の巻 (組踊)		黒縮緬入道頭巾		
		きやうちゃこ持	忠士身替の巻 (組踊)	かもらう			
波平大主		忠士身替の巻 (組踊)		黒緞子入道頭巾			
平安名大主		忠士身替の巻 (組踊)					
供		銘苺子 (組踊)		黒縮緬入道頭巾			
時之大屋子		孝行之巻 (組踊)		黒緞子入道頭巾		白作鬚かけ	
供		孝行之巻 (組踊)		黒縮緬入道頭巾			
石川満名		大川敵討 (組踊)		金入緞入道頭巾金襴にて飾有			
門番		大川敵討 (組踊)		黒縮緬入道頭巾			
きやうちゃこ持		大川敵討 (組踊)	かもらう				
村原		大川敵討 (組踊)		黒緞子入道頭巾金襴にて飾り 有			
泊 (陣賦之時)	大川敵討 (組踊)		黒縮緬入道頭巾				
外間の子	大城崩 (組踊)		黒緞子入道頭巾				
供	大城崩 (組踊)		黒縮緬入道頭巾				
きやうちゃこ持	大城崩 (組踊)	かもらう					
草切	大城崩 (組踊)		白巾にて請八巻				
盗人	女物狂 (組踊)		白巾にて請八巻				
謝名の子	万歳敵討 (組踊)		黒緞子入道頭巾金襴にて飾り 有				
道行人	万歳敵討 (組踊)		黒縮緬入道頭巾				

衣裳詳細	衣裳裏/下着	羽織	帯	脚絆	足袋	持物	備考
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	懐中刀	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	ろうそく 笠 (中より)	
琉縫薄衣裳・白羽二重鱗形上衣					緋紗綾足袋	鉄丁	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳・飛衣					緋紗綾足袋	金銀薄磨之柄杓	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	ささ竹	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋		
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	ささ竹	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	女笠	
琉縫薄衣裳					緋紗綾足袋	四つ竹 (列女)	
板縮縮緬振袖袷	緋紗綾	錦之引羽織			緋紗綾足袋		
板縮縮緬振袖袷	緋紗綾	錦之引羽織			緋紗綾足袋		
板縮縮緬振袖袷	緋紗綾	錦之引羽織			緋紗綾足袋	金磨緋縮緬総緒鈴二ノ宛付	
板縮縮緬	緋紗綾	錦之引羽織			緋紗綾足袋	若衆笠	
板縮縮緬	緋紗綾	錦之引羽織			緋紗綾足袋	白青練四色之磨二宛腰に差	
板縮縮緬	緋紗綾	錦之引羽織		脚絆	緋紗綾足袋	刀 高つぶひ	中より引羽織なし
板縮縮緬振袖袷	緋紗綾			脚絆	緋紗綾足袋	あみ笠 杖	
板縮縮緬	緋紗綾				足袋	鎌	
板縮縮緬振袖単衣					緋紗綾足袋	風車	
板縮縮緬	緋紗綾			脚絆	緋紗綾足袋	風車	
板縮縮緬振袖				脚絆	緋紗綾足袋		
天青緞子衣裳			金襴大帯		足袋		
緞子衣裳		貫木葉羽織			梧桐葉足袋	朱ぬり六角棒	
緞子衣裳			金入錦大帯		足袋	杖、扇子	
緞子衣裳		羅陣羽織錦之布飾有る			足袋	刀、大団扇、	
緞子衣裳		羅陣羽織錦にて飾有る			足袋	刀、大団扇、	
緞子衣裳		錦陣羽織			足袋	末広	
緞子衣裳		羅陣羽織錦之飾有る		脚絆	足袋	大団扇	
朝衣			緞子大帯		足袋		
青縹子衣裳 白大袋はき				脚絆	足袋	さいごち	
縹縹子衣裳	緋紗綾				緋紗綾足袋		
		羅陣羽織錦にて飾有 甲胸当		脚絆		長刀	
青縹子衣裳			金襴大帯		足袋		
青色縹子衣裳		縹子広袖羽織			足袋	あみ笠 扇	
縹縹子衣裳		錦陣羽織		脚絆	緋紗綾足袋		
縹縮緬振袖袷衣裳	緋紗綾	黒縹子調之引羽織 (調青染式拾升三ツ葉布絵模様 並金筋にて所々貴物)		絹布貫物脚絆	緋紗綾足袋		
縹縮緬衣裳	緋紗綾			脚絆	緋紗綾足袋		
縹縮緬衣裳	緋紗綾			脚絆	緋紗綾足袋	長刀	
縹縮緬衣裳							
縹縮緬振袖袷衣裳				脚絆	緋紗綾足袋	風車	
縹縮緬振袖袷衣裳				脚絆	緋紗綾足袋		
紫縮緬衣 金襴袷裳					足袋	末広 水晶	
紫縮緬衣 袷裳					足袋	末広 数珠	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	酒器	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳		縹子広袖羽織		脚絆	足袋	刀 杖	
黒紗綾袷衣裳		縹子広袖羽織		脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳					足袋	すすきの葉	
黒紗綾袷衣裳					足袋		
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	刀	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	差繩	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	高つぶひ	
黒紗綾袷衣裳		縹子広袖羽織 羅陣羽織 (陣賦之時)		脚絆 (陣賦之時)	足袋	刀 あみ笠 (中人) 甲かつぎ 胸当 (陣賦之時)	
黒紗綾袷衣裳						刀	
黒紗綾袷衣裳		黒縮緬羽織		脚絆	足袋	刀	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋		
黒紗綾袷衣裳						笠	
黒紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	鎌 あやつり人形	
黒紗綾袷衣裳						扇	
黒紗綾袷衣裳		縹子広袖羽織		脚絆	足袋	杖	

表2 『琉球戯曲集』着付分類表(続)

衣裳分類	役柄	演目	髪型	頭部	髪飾り	髷
	供	万歳敵討(組踊)		黒縮緬入道頭巾		
	きょうちゃこ持	万歳敵討(組踊)				
	小僧	執心鐘入(組踊)		黒縮子もつ		
	銘苺子	銘苺子(組踊)		金入縮入道頭巾		
	姉(蛇祭の時)	孝行之巻(組踊)	垂髪	白巾		
	西川の子 瀬底下こおり 西川の使 喜瀬の大屋子	大川敵討(組踊)		黒縮緬入道頭巾		
	小僧	女物狂(組踊)		黒縮子もつ		
紗綾形付衣裳	運慶坊	万歳敵討(組踊)		つのひふし		
	老女	老人老女	白毛髪うしろ垂らし	長巾垂		
	乳母	大城崩(組踊)	垂髪	紫長巾	作花	
時服	娘	銘苺子(組踊)		巾	作花	
	姉	孝行之巻(組踊)	垂髪	紫長巾	作花	
小袖単衣裳	男子	銘苺子(組踊)	はあゆい		金銀水引 絹布緒付	
	金松	大城崩(組踊)	はあゆい		絹布総付	
紺染星形木綿衣裳		唐棒		黒縮緬入道頭巾		
胡染木綿衣裳	森川の子	花売の縁(組踊)		ほふらく頭巾		
渋染絨上布	猿引	花売の縁(組踊)		巾請八巻		
	猿	花売の縁(組踊)			冠 紅白紙切磨	
	新木取			黒縮子もつ		白作ひげかけ

表3 『冠船躍方日記』事項一覧

年月日	品物	量	用途	役柄
1837年				
2月1日	緋羽二重	5疋(35丈7尺)	衣裳	
	白羅	2本(7丈2尺6寸・幅2尺1寸)	陣羽織の調	陣羽織(錦飾付) あまおへ・八重瀬の按司・崎枝のひや・森川の子・吉田の子・若按司・谷茶の按司
	緋羅緞	1本(4丈8尺・幅2尺6寸3分)	細帯	若衆躍
	天青羅緞	1本(4丈8尺・幅2尺5寸)	半向頭巾の調	若衆躍・鶴松・亀千代・若松・男子・虎千代/鶴松・若按司・亀千代・金松・男子・童子
2月1日	躍方入用の諸品、童子着用の衣類			
2月2日	躍方入用の諸品、童子着用の衣類			
2月2日				
2月7日				
2月9日	金入錦之裂	1切	陣羽織3ツのひふ 調に入り	陣羽織(錦飾付) あまおへ・八重瀬の按司・崎枝のひや・森川の子・吉田の子・若按司・谷茶の按司
	金入錦之裂	1切	入道頭巾2ツ 調に入り	あまおへ・谷茶の按司・老人(先例から変更)
	金入錦之裂	1切	くわら1ツ(袷袋) 調に入り	袷袋/座主
2月	茶色金襴(大模様)	1切(1丈2尺7寸・布幅)		
	白地金襴(大模様)	1切(1丈5尺9寸・布幅)		大帯/主取
2月	板縮縮緬(段染大模様など)	6反(長八尋)	若衆躍衣裳	若衆躍・鶴松・亀千代・若松・男子・若按司・虎千代・鶴松
2月15日	緋羽二重・白羅			
	緋羅緞			
	天青羅緞			半向頭巾/若衆躍・鶴松・亀千代・若松・男子・虎千代・鶴松・若按司・亀千代・金松・男子・童子 主取衣裳?
2月15日	緋羽二重	5疋(38丈1尺1寸・広幅)	若衆躍・男女衣裳の裏用	
2月	女團羽	3ツ	女躍・團躍	
	女團羽は大形のもの	3ツ	女躍・團躍	
2月17日	鍮鉾延金紙	20枚(長幅9寸以上の滑なもの)	踊用の笠、よろず飾り仕立物	
2月21日	鍮鉾延金紙	20枚(長幅9寸以上の滑なもの)		
2月26日	緋宮網緞子	1本(4丈6尺5寸・幅2尺1寸4分織留)		
	天青羅緞	1本(5丈2尺5寸・幅2尺5寸織留)		
2月29日				
2月29日				
3月2日				
3月2日				
3月7日	紺染上布	1つ(長4間横3間)	天井張り	
	同(紺染上布)	1つ(長4間横6尺)	天井張り	
	同(紺染上布) 菊形紋・のしめ有り	1つ(高1丈2尺6幅物)	揚幕	
	同(紺染上布) のしめ2筋	1つ(高1丈2尺)	4間幕	
	同(紺染上布)	1つ(長4間2幅物)	中布幕	
	芭蕉 苧麻の調	9筋	幕縄緒	
3月	金入錦之裂	6切(長4尺5寸にヒ6寸)	見々袖用(陣羽織3着の飾りか?)	
3月	金入錦之裂	3切(長8尺完ヒ3寸5分)	見々こひ用(陣羽織3着の飾りか?)	
3月	金入錦之裂	1切(長6尺2寸布幅)	入道頭巾2ツ調緒	
3月	金入錦之裂	1切(6尺2寸布幅)	入道頭巾2ツ調に入	
3月	金入錦之裂	1切(長9尺5分4厘布幅)	こわら仕立て用(袷袋)	

衣裳詳細	衣裳裏/下着	羽織	帯	脚絆	足袋	持物	備考
黒紗綾袷衣裳					足袋		
玉色紗綾衣					足袋	数珠	
水引色絵垣紗綾袷衣裳					足袋	扇	
白紗綾衣裳							
紗綾袷衣裳				脚絆	足袋	刀	
玉色紗綾衣						回文	
玉色紗綾衣						袋 数珠	
紗綾形付衣裳 縹子胴衣 (編子) ひざ取 (ひだ) かかわ					足袋	女こぼ団 (扇)	
紗綾形付衣裳					緋紗綾足袋	おなぢやら笠 杖 (中入)	
時服 胴衣 ひざ取り裙	緋紗綾				緋紗綾足袋		
時服 胴衣 ひざ取り裙	緋紗綾				緋紗綾足袋	手籠	
小袖草 (単?) 衣裳 緞子貫物小 ぼそい					緋紗綾足袋		
小袖単衣裳						子犬	
紺染星形木綿単衣裳・長短肩に紅 の房・白胴衣・白ももぬき				脚絆	足袋	朱塗鍔棒	
胡染木綿衣裳				脚絆	黒足袋	杉笠 花籠	
洗染絹上布・紺染ものき					黒足袋	高つぶひ	
		青染式拾三つ葉絵書引羽織					
				脚絆	黒足袋	こぼ笠 はいく薪木 杖	

調達者	調達先	事項	備考
	御内原	先例では御内原より拝領 今回はどうするのか	
	御内原		
	御内原		
	御内原		
	唐、大和	先例では唐大和へ注文 この度はどうするのか	
	唐、大和	先例では唐大和で誂える この度はどうするのか	
躍方	御書院・御内原・御茶屋	躍方で入用の品は奉行端書の請取りをした上で拝借のこと	
奉行中取筆者	御茶屋	踊衣裳、道具を確認後請取る	
		唐、大和で誂えるので数量を確認すること	
	御内原	躍り方の仕立物として拝下される。	
	御内原		
	御内原		
琉蔵役		躍方仕立て物用として誂えるよう承けたまる。	但し書きの通りに買って下さるよう琉蔵役へお願いする
琉蔵役		躍方仕立て物用として誂えるよう承けたまる。	但し書きの通りに買って下さるよう琉蔵役へお願いする
	国元 (薩摩)		
御用意方	唐、大和	有り合わせがないので中国、日本へ注文するよう御用意方へ申し出るよう	2月1日に申請
		緋宮網緞子に替える	
		申しで通り調達	
	国元 (薩摩)	躍方仕立物。先例では御内原より拝下 有り合わせがないので薩摩に早便で注文	
	大和		
	大和	但し書きの通りに注文	
躍方より申し出 があり次第	唐 (拱貢船)		
護送船役		注文	
		本部里之子親雲上より拝下	2月15日通達事項
		本部里之子親雲上より拝下	2月15日通達事項
奉行中取筆者	崎山御殿	崎山の御殿へ参上し躍衣裳、道具拝借	
		任命	躍方仕立物主取 鳥袋筑登之親雲上
		任命	躍方仕立物加勢主取仕立掛 仲本里之子親雲上
		任命	躍方紺屋飯主取仕手懸 知念筑登之親雲上
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	調べて用意方へ差し出す	以前に用いた物が傷んで使えないので新調を申請	踊槽古用
	御内原	先例では御内原より拝下 この節も同様	2月9日通達事項
	御内原		2月9日通達事項
		切れ切れでも良い	2月9日の入道頭巾の飾りか?
		切れ切れでも良い	2月9日の入道頭巾の飾りか?
			2月9日通達事項

表3 『冠船躍方日記』事項一覧(続)

年月日	品物	量	用途	役柄
4月	緋緞子	1切(長9尺5寸・幅2尺1寸9分9厘)	帯3筋(1筋長9尺5寸ヒ(幅?)7寸3分3厘)	
	緋羅緞	1本(12,624坪)		
	緋宮網緞子	1本(10,881坪)	若衆躍の細帯用	
4月	唐竹	1本(6寸廻)3本(5寸廻)7本(3寸5分廻)150本(3寸廻)		
5月27日			獅子、撞かね、般若面、踊笠、万歳獅子、琴の爪、馬乗り人形、万歳刀、琴、稽古用幕	
6月3日				
8月6日	通草	1斤	稽古の作花用	
8月6日				
10月	太刀	12匁		
8月				
8月28日				躍方惣人数
9月	八重山白木綿	48反	踊稽古用所道具の仕立て用	
9月	20舛三ッ葉布	長2尋・幅壹尺3寸	引羽織(かすのきつなき織調付き)	入子踊
9月20日	桃紅花さや	15反	踊童子衣裳	
	緋紗綾	7反	踊童子衣裳	
	面粉、明礬、石碌、唐米、木粉、土黄、正延紫、藍浪、黄丹		作花	
10月5日	玉色紗綾衣・緒	1枚	踊稽古用、仕組踊上覧に使用	小僧・運慶坊
10月	茶色金襴(小模様)		入道頭巾2ツ(裏裂と飾り付き)	入道頭巾の飾り/谷茶の抜司・石川満名・銘苺子
	錦の裂		茶色金襴は他の入道頭巾の調緒に使用して残った分を御茶屋に差し替える	
10月				
12月12日	□舛木綿	117反		
	17舛紺嶋細上布	69反・長7尋半・幅1尺3寸		
	9舛白木綿	48反		
12月19日	緋縮緬	31反	入子・若衆踊の本番の衣裳用	
12月27日				
正月8日				
正月4日				
正月4日				
正月	天青羅緞		躍童子細帯32筋	
	緋宮網緞子		躍童子細帯32筋	
2月16日	緞子		踊童子細帯	
		1筋(長9尺5寸ヒ7寸3分3厘)	躍童子細帯32筋	
2月19日	金花			
3月12日	朱紙、唐煮皮	各50枚、286匁	作花	
	青ふく糸、黄ふく糸	各20目	縫い糸	
閏4月25日	金入錦之裂	1切(長2尺7寸布幅)	老人躍頭巾	
閏4月25日				
閏4月20日				
5月	東方りやん花紗綾	1反	若衆躍脚絆	
	同	1切(長7尺5寸布幅)	若衆躍脚絆	
6月10日	緋花紗綾	37反	入子・若衆躍の緋縮緬衣裳裏	
6月18日				
6月18日	緋花紗綾	37反		
6月	黒縮緬	10ツ	入道頭巾	
6月26日	上布紺染のしめ2筋入り竹梅鶴	1ツ・高1丈2尺、よく4間	走幕	
7月1日	繪ひん形付縮緬		踊方楽屋幕	
7月10日				
7月	太刀	12本		
7月	緋紗綾	2反	若衆足袋用	

調達者	調達先	事項	備考
		先例での使用	
中取、仕立物主取、筆者	御内原 御茶屋	先達拝下の裂が少ないので追加の緞子を拝領したい 踊衣裳、道具類を受け取った	1,743坪少ない。長さ幅ともに短い。
		仕立て修理が間に合わない	
		任命	仕立物主取仕手掛に太工 比嘉筑登之
踊人数	御用物座	代金不足なので融通してほしい	
		冠船の準備に莫大な金額がかかる 国元へ拝借銀のお願いをする	
躍方	御茶屋	欠けているので鍛冶奉行が確認後研磨 飾りの落ちたところは仕立て直す	
		任命	躍方仕立物皮細工勢頭仕手懸 阿波根筑登之
		踊稽古中は大帯ではなく細帯着用のごと	
		10月15日までに状況を報告	
踊人数	御用物座	代金不足なので融通してほしい	
踊人数	御用物座		
踊人数	御用物座		
	御茶屋	紛失したので新調	
	御茶屋	先例のものは古くなったので新調	
	御内原	茶色金襴が小模様だったので錦之裂を融通してもらった	
		任命	躍方諸仕立物琴引掛・小細工 仲本筑登之
		有り合わせがないので以下で間に合わせる	
踊人数		上の替わり	
		上に追加 先達拝下	上とあわせて117反
踊人数	御用物座	代金不足なので融通してほしい	
		任命	躍方萬仕立物ぬり方・貝摺師 花城仁屋
知念筑登之 紺屋		美形付 諸染めの仕事量が多いので人を増やしてほしい	
		申し出が通る	
		10人任命	玉城筑登之親雲上、玉城筑登之、知念にや、知念にや、かま知念、知念筑登之、かま知念、比嘉にや、三郎新垣、石川にや
	御内原	緋宮網緞子とあわせて32筋必要	3筋分不足なので用立ててほしい
	御内原	天青羅緞とあわせて32筋必要	3筋分不足なので用立ててほしい
	御用意方	不足分を銘々へ渡す	
		銘々へ渡す	
		寺より借りる	
踊人数	御物座	代金不足なので融通してほしい	躍稽古用 躍稽古用
	羽地按司近習頭へお取り次ぎ	先例では金入緞子であったが有り合わせがなく変更	
		任命	踊方御履小細工 山城筑登之
		任命	踊方御履小細工 比嘉にや
	御物座	代金不足なので融通してほしい	踊人数へ所望
	御物座		踊人数へ所望
	御用物座	代金不足なので融通してほしい	踊人数へ所望
		踊人数へ渡した紺紗綾の件 御用物座は代金と引き換えて銘々へ渡そうとした。躍童子の衣裳が身丈に合わず渡せなかったものからは代金を受け取れない。10月まで引き延ばしてほしい。	踊人数へ所望
	御茶屋	4枚請取ったが古くなったので新しいものに替えたい。	踊人数へ所望 稽古、仕組踊の上覧で使用
		先例の通り紺染め	
		任命	躍方仕立物加勢主取 仲本里之子親雲上の替わりに新垣筑登之親雲上
		鞆補修塗り替え	
	御用意方蔵		踊人数へ所望

かつて琉球では衣裳に金箔を施す「浦添型」という技法のあった事を鎌倉芳太郎が調査している⁴¹。浦添型は紺屋（型付屋）大澤岬家だけに伝わる技法で、沖縄県の浦添地方で着用される紺、緑、水色などの木綿や上布に黒、白、灰、淡青などの色を摺り込む衣服で50歳以上の婦人の礼服であるという。この浦添型を伝える澤岬仁王氏の談話として「浦添型の文様は古金加（kakinka）と称する小紋の類に限られ、^{きこえのおきみ}聞得大君⁴²御殿御用のものには、浦添型の糊で金銀箔をおいたものもあった」と記述している。「浦添型」の現存作品は確認されていないが、琉球にも裂に金箔や銀箔で装飾する摺箔の技法があった事は確かなようだ。

天保3年に画かれた『琉球人坐楽之圖』の女躍（笠躍・團扇躍など）では藍色の大袖に赤い衿と裏地のついた衣裳をまとい、下にドジン（胴衣⁴³）とカカン（下裳⁴⁴）を着用した様子が画かれている（図5）。この藍色の上衣と同じような衣裳が屋嘉区に収蔵されている⁴⁵。この衣裳は鞆子（ぱーつ）という羅背板とされており⁴⁶、薄手の起毛した毛織物で赤い木綿の裏地がついた衣裳である（図6）。天保3年の絵画を手掛かりとすれば、今日言われているような縫箔の衣裳ではなく、薄い毛織物である可能性も考えられ、その場合は「琉縫薄衣裳」は「琉縫い」つまり「琉球の仕立てをした薄手の衣裳」との解釈も可能であり、その場合は「りゅうぬいうすいしょう⁴⁷」と称することになる。大正12年に刊行された『沖縄一千年史』には「りゅうぬいうす」衣裳とルビのふられているものもあり⁴⁸、用語の解説には検討が必要とされる。さらに、那覇市には青色緞子に赤い衿の「紺地花文緞子衣裳」が所蔵されており、これは王国時代の上流階級の夫人が着用した衣裳と伝えられている⁴⁹。このような衣裳の存在も含め今後の課題としたい。



図5 『琉球人坐楽之圖』 女躍「四つ竹踊」
永青文庫所蔵



図6 屋嘉区の衣裳 金武町屋嘉区所蔵

この衣裳が羅背板であるとするれば、琉球はこれらをどこから手に入れていたのであろうか。東京国立博物館は『琉球産物端物切本帳』（嘉永4・1851）という生地の見本帳を所蔵している。ここには茶色や赤、黄色などの毛織物の断片が貼り込まれており、中国あるいはヨーロッパからの輸入品で、おそらく中国経由で琉球が手に入れたものであろう（図7）。当時の琉球では絹織物のみならず、毛織物も輸入していた事がわかる。

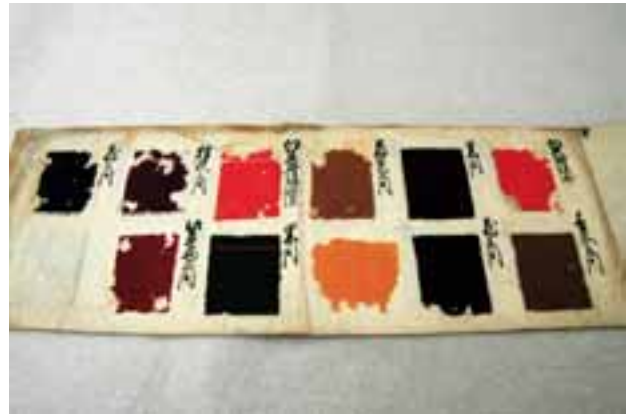


図7 『琉球産物端物切本帳』 東京国立博物館所蔵

「琉縫薄衣裳」の時には髪は垂髪である（図5参照）。琉球女性本来の髪型は琉球髷（ウチナーカジラ）で、髪を頭の上で束ねてぐるぐる巻き付け簪を挿すので（図8）、垂髪は女踊や組踊の役柄を示す特徴的な髪型であるといえる。頭には紫色の長巾（ナガサジ）、作花⁵⁰や水引⁵¹、熨斗紙⁵²を髪に飾る。

『琉球人坐楽之圖』の女躍でも、髪を後で一つに束ね、紫長巾を頭に巻いて後で結び作花や水引を挿している。一見すると能の女役のような髪型と鬘帯のようにみえる。

現在の作花は牡丹や椿の造花で、髪の中の中央正面にさ



図8 琉球の貴婦人(王子夫人)の図 東京公立博物館所蔵
 (『琉球王朝の美』より転載)



図9 鱗模様の袴 金武町屋嘉区所蔵

し水引と熨斗を作花の左右に挿す。『琉球人座楽之圖』には作花は飾られておらず、頭の前方左右にあるのが水引、後に輪を作っているのが熨斗であろうと思われる。

『躍方日記』をみると、頭飾りの作花は稽古では通草(アケビか)を使用し⁵³、本番で使用する作花は後日制作していることが分る。明礬や藍鐵^{あいろう}、朱色の紙や唐煮皮などを調達依頼している⁵⁴。これらの材料から、赤い紙に臙脂や藍鐵で雌しべや雄しべなどを描き、サトウキビの皮で結ぶ作花を推察できる。

女性役での特殊な衣裳は「執心鐘入」の女が鬼と化す場面で着る白羽二重に銀鱗模様の衣裳で、「琉縫薄衣裳」の下に着用する。能でも鬼女や龍女の出立

には鱗模様の摺箔が用いられるので、このような配役では能装束の影響が色濃いといえる。

金武町屋嘉区には鱗模様が型染(紅型)された袴が現存している(図9)。能装束では摺箔で鱗模様を表現しているが、琉球では型染、あるいは「琉縫薄衣裳」で指摘した「浦添型」で摺箔した衣裳を着用していた可能性も考えられる。

若衆躍・組踊の少年や若按司で着用する「板締縮緬^{いたじめちりめんしろう}衣裳」若衆躍や組踊の少年役が着る衣裳が「板締縮緬」の衣裳である。

板締縮緬衣裳は袷の他に単や振袖もあり、袷の裏は緋色の紗綾地で、錦の引羽織⁵⁵を着用する場合もある。頭部には半向頭巾をかぶり、頭飾りは金花と金銀の水引を挿す(表2参照)。

この「板締縮緬」とはどのようなものであったのだろうか。池宮正治・大城学の「組踊及び琉球舞踊の衣裳及び着付け等用語集」には「模様を陰陽(凸凹)に彫った板で布や糸を挟んで染める染め方」と一般的な説明がなされるのみで、それがどのような服飾であったかについては触れていない。

『踊方日記』には「板メ縮めん」は国元に注文し⁵⁶、その装飾は「段染の大模様」と指示が出されている。当時国元、つまり薩摩に注文する「板締」の衣裳とは江戸時代後期以降京都周辺で盛んに生産された「板締め」であろうと思われる。先の概説どおり縷子や縮緬の反物を折り畳んで、文様を彫った板で挟み、紅の染液へ浸して染めるもので、主に内着や長襦袢などに使用されていた⁵⁷。「板締め」の版木には様々な模様が彫られているが、冠船躍で使用するのは、図様の大柄な物が好まれたようだ。

2011年に国立歴史民俗博物館で「紅板締め—江戸から明治のランジェリー」と題した展覧会が催された⁵⁸。この展覧会の作品には大柄模様はもちろんのこと、多色染めや下着ではない小袖もの、1860年に撮影された板締めを着用した女性像の写真などがあった。板締は1802年(享和2)の序文を持つ随筆に登場し「花鳥唐草を色入りにして美しく染め、子供用として着られた」と書かれているという⁵⁹。また1829年(文政12)の紀年銘をもつ立涌に松の模様が型染めされた打敷きも展示された(図10上)。江戸時代の作例のほとんどは縮緬地であるという。紅色と白だけの下着というイメージだけではない多様な板締の姿が表現された展覧会であった。

多彩な板締の衣裳が作られていたこと、また子供の着物として流通していたことなどから、御冠船芸能で着用された若衆躍や少年役の板締縮緬は京都周辺で作



図10 板締の衣裳 国立歴史博物館
 (『板締—江戸から明治のランジェリー』より転載)

られた大模様の色鮮やかな物であった可能性が考えられる(図10下参考)。

少年役の出立ちは大模様の板締縮緬の上に錦の引羽織を着用し、半向頭巾を被る。半向頭巾は若衆躍や少年役に使用される頭巾で、現在は黒い生地で作られているが、この時は青地の頭巾であったようだ⁶⁰。頭飾りは金花、金銀の水引を挿す。組踊では身分により髪飾りが変わり、金花と金銀水引が最も地位が高く、次いで作花と金銀水引、作花のみ、飾りなしとなる⁶¹。

『躍方日記』によれば、衣裳と頭巾の材料は、緋羅緞1本、天青羅緞1本を御内原^{おうちばら}で調達するよう依頼している⁶³。この羅緞とは紋織りの薄い絹織物のことをいい、『歴代宝案^{れきだいほうあん}』には尚育王冊封の際にも中国皇帝から頒賜されたと記されている⁶⁵。また天青とは

紺色であるとされている⁶⁶。

ここでは材料調達での変更が行われている。双紙庫理^{そうしこ}より、緋羅緞は有り合わせがないので緋宮網緞子へ繰替え、天青羅緞は申し出のとおり準備する旨が通達され⁶⁸実行されている⁶⁹。緋羅緞に代わる緋宮網緞子がどのような織物であるのか『歴代宝案』に記録はないが「宮網」という宮廷専用で作られる絹織物があることから⁷⁰宮網緞子も中国宮廷に関わる高級絹織りであった可能性が高い。

身分の高い成人男性が着用する「緞子衣裳」

緞子衣裳は貴人や支配層の成人男性の役柄に着装される⁷¹。緞子衣裳に丸頭巾は主取・老人、緞子衣裳に錦や羅の陣羽織を着て飾りのついた入道頭巾⁷²を被るのは、あまおへ・按司である(表2参照)。

『躍方日記』の記録をみると、白羅2本を衣裳・陣羽織調用として調達依頼している。羅は薄い絹織物で陣羽織に仕立てられ錦の飾りが付く、派手な出立ちの侍姿であったことと思われる。しかし王府に羅の有り合わせがないので中国か日本へ注文するよう用意方⁷³へ申し出ることを取り次がれる。この羅を白のまま着用したのか、染めを施したのか記録からは確認できない。

按司など身分の高い者が被る頭巾は金入錦(繻珍)で仕立てる。しかし台本通りあるいは先例通りに材料調達ができない場合もあり、「老人老女」の老人役は「金入緞子丸頭巾」を「金入錦丸頭巾」に変更した事が『躍方日記』に記されている⁷⁴。頭巾といえども身分に応じた着装が求められており、錦より緞子の方が格が上であることが分る。

金襴は大きい模様が織り出された茶地と白地を琉蔵役へ購入してもらおうよう記している⁷⁵。茶地の金襴は若按司などが被る黒繻子頭巾の飾り用に使うはずだったが、小模様のものが用意されてしまい使用できず、その代わりとして錦を用立ててもらったという⁷⁶。そして間違えて購入した小模様の金襴は、頂戴した錦の代わりに御内原へお返ししようとしたところ、残りの入道頭巾の飾りを作り終わった分を渡せばよいことになった。入道頭巾は成人男性の被るもので種類も数も多い。裏方の苦勞と心配りの伝わるエピソードである。

竜角の飾りがついた金入錦の入道頭巾は、最も身分の高い按司が冠り、その他、黒繻子入道頭巾、黒縮緬入道頭巾などがある。

「繻子衣裳」「綸子衣裳」「朝衣」

青い繻子衣裳は「入子躍」の大黒天や若按司、御鎖^{うさす}⁷⁷、

頭取⁷⁸などが着用し、緋色の縮緬衣裳は「大城崩」の若按司が着用している（表2参照）。

縮子や縮子に関する記録を『躍方日記』から拾う事はできないが、他の裂類と同様、御内原や御用意方へ調達を依頼しているものと思われる。役柄による衣裳の約束事があり、若年者は緋色の衣裳を着ることが分る。

頭部は、大黒天が黒縮子の丸頭巾、年長の御鎖や頭取は金襴の飾りのある黒縮子入道頭巾、若按司は半向頭巾を被る。帯は、大黒天が緞子の大帯、頭取が金襴の大帯を着用している。

「神歌こねり」で音楽を担当する地方が着用するのは朝衣である。朝衣は琉球の冠服で、成人の士族男性は王宮に出仕する時には黒朝衣（クルチョー）という藍染芭蕉布の袍を身につけ、それぞれの階級に応じた大帯を締めていた。ここでも緞子の大帯を締めている。冬は身分に応じて絹織物の朝衣を着用する。本来は位階により帯や帟の色に厳密な規制があるが、芸能衣裳として着用しているのも、頭部も帟ではなく玉色⁷⁹紗綾地の丸頭巾となっている。

『琉球人坐楽之圖』でも縮子の朝衣と大帯を身につけ、位階を示す黄色い帟をかぶっている⁸⁰（図11）。



図11 朝衣『琉球人坐楽之圖』永青文庫所蔵

少年や僧侶の「縮緬衣裳」

緋色の縮緬地衣裳は若衆躍の童子や組踊の少年や青年が着用し、紫色の縮緬衣は僧侶が着用する（表2参照）。

緋色縮緬地衣裳には緋色紗綾地の裏がつく袷と振袖がある。着装は頭に半向頭巾を被り作花や金銀の水引を挿し、入子踊では引羽織を着用している。いずれも脚絆と緋紗綾地の足袋をはく。僧侶は紫の衣裳に袈裟を着用し黒縮子のもつ⁸¹を被る。

『躍方日記』には緋色縮緬地を入子踊・若衆躍の本番の衣裳用として買い求めたいが、代金が不足しているので御用物座で用立ててほしいと要望している⁸²。入子踊は28人⁸³もの少年達が輪になって躍るもので、支度には費用がかかる。

この緋色縮緬地袷衣裳の裏裂に使用されるのが緋色の紗綾地であるが、これも代金不足のため御用物座で融通してほしい旨が記録されている⁸⁴。御用物座は銘々（踊童子達）に代金と引き換えに衣裳を渡したいところだが、衣裳に長短があって応急的に身丈などに合わせたので代金を取りがたい、よって先例の通り配付するとしたことが記されている⁸⁵。限られた予算の中でやりくりをしなければならぬ担当役人の苦心が伝わってくる。

緋色の縮緬衣裳は少なくとも入子躍の人数に加え組踊の少年役用に何領か用意したはずで、表地用の縮緬は31反、裏地用の紗綾は37反ありで大量の衣裳を必要としたことが分る。

入子踊や若衆躍で使用する細帯の存在は、『戯曲集』には記述されていないが『躍方日記』には記録されている。細帯用の緋羅緞は後に緋宮網緞子に替る。しかし後日、配付された緋宮網緞子は先例で用意されている緋羅緞子に対して1743坪も少なかったため若衆躍の細帯用として仕立てるのに長さも幅も短くなってしまふ。なんとかして追加分を支給してほしいと申し立てている⁸⁶。

ベルリン国立博物館・民族学博物館に所蔵されている細帯は金糸入りの緞子で仕立てられており、長さが360cmで幅は9cmである（幅は裂を2つ折りにして仕立てる）⁸⁷（図12）。既存の物と較べても今回仕立てる帯は、長さ幅ともに小振りなものであることが分る。



図12 細帯 ベルリン民族博物館所蔵
（『世界に誇る 琉球王朝文化遺宝展』より転載）

翌年正月には辰の御冠船（1808年）の時同様、天青羅緞と宮網緞子が29筋御内原より下されたが、今回の躍童子は32人いるので3筋不足している。他の緞子を調達してほしいと訴えている⁸⁸。そして用意方より緞子を拝領し32筋の帯をどうにか用意できたようである⁸⁹。

この一連のやり取りから材料調達には相当な労力を払われていることが分かる。

入子踊の引羽織は上質の芭蕉布（二十舛^{よみ}三ッ葉布）で仕立てるが、これには絵模様と刺繍（貫物）が施される⁹⁰。この布は『琉球戯曲集』にある入子踊の衣裳「緋縮緬振袖袷衣裳」の続きに「裏緋さや、調青染、式拾升三ッ葉布絵（模）様、並金筋に而所々貫物、ひりは黒繻子調之引羽（織）⁹¹」とあるものと一致する（句読点は筆者記入）。

ここの解釈だが、縮緬地衣裳の裏裂が緋紗綾地であることは他の衣裳の記述をみれば分る。調（紐）は青染めで、20升（ヨミ）⁹²の芭蕉布（三ッ葉布）⁹³に絵模様があり、刺繍は金糸を使用、黒繻子の「ひり」がつく引羽織と解釈できる。そして『躍方日記』にも20升の芭蕉布調達の記述があり、調は「かすのきつなき織」となっている。「かすのきつなき織」だが、明治42年の「琉球新報」の広告に「桐板経緯（トンバンカヌキ）卸小売り⁹⁴」とあり、『鎌倉芳太郎資料集⁹⁵』の「緋紋様図」にも「カシ・・タテ ヌチ・・ヨコ」とメモ書きが遺されているので経緯緋であろう。

この陣羽織は芭蕉布に絵模様と刺繍がほどこされているが、沖縄県立博物館には芭蕉布に波と鶴が筆画されたベスト状の踊衣裳が収蔵されている（図13）。



図13 沖縄県立博物館所蔵 躍衣裳

この作品の縁取りには濃紺の麻が使用されている。若衆の着る絵模様の陣羽織とはこのようなものであった可能性が指摘できる。

入子踊の衣裳を再現すると、緋縮緬地振袖（裏地は紗綾地）に、絵模様と金糸の刺繍がある芭蕉布の引羽織（紐は藍色の経緯緋・縁取りに黒繻子）と解釈できる。足袋は緋色で脚絆にも刺繍が施されている。

日本でも紹地の陣羽織があるので芭蕉布で仕立てられた陣羽織は琉球らしさを演出していたことと思われる。

入子踊は多人数が幾重にも輪になって躍る形態なので、28名もの若衆がこのような衣裳に身を包み舞った姿は圧巻であり、冊封使達に華麗な印象を与えたことと思われる。

また、むやみに大帯を使用せず、練習中は細帯を締めるよう注意を促している⁹⁶。高価な大帯が本番に使用出来なくなってしまうことを懸念しており、裏方においても、本番にかける意気込みを感じさせ、国を挙げてのイベントであることを実感させられる。

「紗綾衣裳」

黒紗綾袷の衣裳は、きょうちゃこ持⁹⁷・供のもの・ひや⁹⁸などが着用し、黒地の入道頭巾をかぶる、黒づくめの出立ちである。

玉色や水色、白色の紗綾地衣裳もあり、玉色紗綾地は小僧や僧籍のものが着用している。「孝行之巻」では蛇祭の時の娘の衣裳が白巾に白紗綾地の衣裳で、大蛇の生け贄として捧げられる娘の装束となっている⁹⁹。

『躍方日記』には僧籍にある小僧が着用する「玉色紗綾衣」1領は、先例では御茶屋にあるものを用いて稽古や仕組¹⁰⁰、上覧に臨んだが、無くなってしまったのでこの度は仕立てなければならないことが記されている¹⁰¹。

また供のものなどが使用する黒縮緬入道頭巾も御茶屋で融通するのが先例で受け取ったが古くて使えそうもない。そこで頭巾を新調したが、リハーサル（仕組や上覧）では代理の品を使用するよう申しついていると記録している¹⁰²。

老女と乳母の着る「紗綾形付衣裳」

紗綾形付衣裳は「老人老女」の老女と「大城崩」の乳母が着用している。老女は下に胴衣・下裳¹⁰³着用し、形付衣裳を上羽織る。

形付とは今日の「紅型」や「藍型」の型染めをさす¹⁰⁴。『戯曲集』での記述を分析すると、紗綾とは模様ではなく生地であると考えられるので、絹紗綾地に形付し

た衣裳と思われる。また、冠船躍に供された衣裳は例外を除いては¹⁰⁵すべて絹織物を使用している。特に「老人老女」の老人は格式の高い緞子衣裳を身に着けるので、相手役の老女もそれに相当する衣裳であるはずだ。

この形付けに関する記述を『躍方日記』に見いだすことができる。紺屋仮主取仕手懸に任命された¹⁰⁶知念筑登之は「美形付」と「諸染物」を仰せつかったが仕事量が多いので人数を増やしてほしいと要望その願いがうけいれられた¹⁰⁷。6月に楽屋幕として、上布紺染にのしめ（熨斗目か）が2筋はいった竹梅鶴の紅型の幕を新調しようとしたが、これは先例通り紺染のしめ2筋入りの幕となった¹⁰⁸。知念家は古くから紺屋として録を食んでおり¹⁰⁹、この時も染め一切を請け負っていた。

3. 冠船芸能を開催するまで

『躍方日記』を概観して気づくことは、まず先例ではどのように準備していたかを調べ、今回も先例通りに準備を行う、または今回はどうしたら良いか、などと書面でのやり取りが頻繁であったことである。御内原や御用物座など琉球国内で融通できるものはすべて利用し、間に合わせのない場合は中国や日本、薩摩などで調達している。この調達においても何度か書面でやり取りをしており、国の一大行事を支える役人の奮闘ぶりが浮き彫りにされ興味深い。

もう一つ、冠船芸能の準備に多くの資金を必要とし、その金策に苦勞している様子も記述されている。8月6日には、準備にかかる費用が莫大になったため、薩摩へ拝借銀のお願いをする旨も記されており¹¹⁰、多くの労力を費やして冊封使を迎えていた事が分る。この準備金には琉球国内の士族にも献金や献穀を募り、この回の冠船では約130人から錢14万5千貫の借金を得ていた¹¹¹。その見返りとして王府は爵位を褒賞とした。

冊封は琉球国王として認めてもらうための国を挙げたの大掛かりなイベントであり、冊封使が来琉する2～3年前から準備を進めている。約500人ほどの使節団が7～8ヶ月にわたり滞在するため、食料だけでも相当量を要する¹¹²。それ以外にも冊封使に渡す土産代などもあり、芸能に関わる物以外にも様々な用途で資金を必要としていた。その金額は尚敬王（1713–1751）代では正銀3500貫¹¹³、琉球の石高の半分に達したという。また、金銭だけでなく使節団の宿泊施設として¹¹⁴、多くの邸宅も借り上げられ、市内の石垣や竹囲いの修理などが命じられた¹¹⁵。

このようにして迎えた8月10日の本番前リハーサルでは¹¹⁶、衣裳、道具も「仲秋宴」の通りに執り行うというもので、本番を控え緊張していたことであろう。

御冠船芸能の衣裳をみていくと役柄の身分に応じて着用する衣裳の地質にランクがあることが分る。池宮氏も「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」の中で、緞子・綸子・縹子・縮緬・紗綾の順列であることを述べているが、拙稿「『琉球人道楽之圖』にみる「琉冠服」」において、『儀衛正日記』という江戸上りの記録から「冠服」に関しても同様の序列が生じていたことを指摘している。緞子や綸子、縹子は絹織物特有の光沢があり、高級感あふれる生地として扱われたことが頷ける。それに対して紗綾は地組織が平織りで織模様を綾織で表すため、先の絹織物と比較すると光沢の点で劣り、マットな風合いであるため、絹織物といえども下の位置に置かれたのであろうと思われる。いずれにせよこの法則は琉球一般の装束に関する認識と考えられ、織物の緞子が最も高貴な身分を象徴するものなのである。そして、その認識が芸能衣裳にも反映されており、単に高級な材料のもので制作するというものではなく、琉球文化を象徴するものとなっていることが分る。

おわりに

本研究では1838年に執り行われた「戌の御冠船芸能」に着用された芸能衣裳を『戯曲集』の着付と『躍方日記』の記述から探り、材料の調達の経緯とそれがどの演目に使用されたのかを明らかにし、個々の衣裳を詳細に分析した。

御冠船芸能で着用された衣裳を史料と見比べつつ概観すると、現在のような紅型を多用し、見た目の華やかさを追求したようなものではなく、琉球の歴史と伝統を踏まえた重厚なものであったことが推察される。緞子や綸子などの絹織物を多用しているのは、中国皇帝の使者である冊封使が芸能を鑑賞する対象である事を考えれば当然の事といえる。中国では絹織物を偏重する傾向があり、染め物は軽んじられていた。また、琉球王府でも王妃や王女は緞や絹の織物を正装としており、紅型は内々の行事や織物の下に着用したとされている。さらに組踊が琉球の故事をもとにした時代劇であれば、なおさら重厚なイメージを衣裳に求めるのではないだろうか。役柄に応じた細かい決まりや、それを実行しようとして材料調達に苦心する役人の姿を読み取る事から、このような結論に達した。

現在の華やかな芸能衣裳は、古典芸能を盛り上げるための重要なアイテムであり、また衣裳制作を担う現

場の活性化にも繋がる。それ自体は尊重されるべきものである。しかしあたかも琉球王国時代からの伝統的な芸能衣裳であるような風潮には検証の余地があるのではないかと考えている。琉球の本来の芸能衣裳にはどのような意味があったのか、その姿を見つめ直す問題提起としたい。

現在のような形に琉球芸能衣裳が変容していった過程に関する考察は、あらためて稿を設けることとする。

謝辞

本稿執筆は、ポーラ美術振興財団の研究助成を受けて調査した結果をまとめたものです。また、沖縄県国頭郡金武町屋嘉区のご協力のもと、金武町教育委員会との共同調査の結果も反映しております。調査、資料掲載を快く許可下さいました関係者諸機関の方々へ心より感謝いたします。また、ご指導下さいました日本女子大学小笠原小枝名誉教授に謹んで御礼申し上げます。

註

- 1 中国皇帝を頂点とした国内的君臣関係の秩序が周辺諸国の王にまで及んだ国際関係を冊封体制という。明代(1368年)以降顕著になる。朝鮮、琉球、ジャワ、シャムなどの進貢国・朝貢国の王が代わると使者(冊封使)を派遣して新王を任命する。
- 2 冊封使一行は正使、副使をはじめ400~500名からなる。2艘の船でやって来て那覇港に到着すると天使館という冊封使の滞在する宿舎で旅装をとく。滞在期間は4ヶ月から8ヶ月におよぶ。
- 3 冊封使滞在中7回のもてなしが行われ、それぞれ「論祭の宴」「冊封の宴」「中秋の宴」「重陽の宴」「餞別の宴」「拝辞の宴」「望秋の宴」という。芸能が演じられた宴は「中秋の宴」「重陽の宴」「餞別の宴」「拝辞の宴」である。
- 4 「『御冠船踊り』という言葉は、近代以前の文献にはみえない。『冠船踊方日記』では芸能を「羽躍組躍」「組躍羽おとり」などと具体的に列挙して記すほか、これを総称して「冠船躍」とも呼ぶ。(中略)冠船躍という呼称は芸能の様式を示すものではなかった。」板谷徹「御冠船踊りの相貌—芸をめぐる人と場—」『演劇研究センター紀要Ⅸ(9)』早稲田大学21世紀COEプログラム, 2007, p. 97
- 5 中国明朝との冊封関係により、明朝は朝貢してきた国に中国冠服、つまり皮弁冠も頒賜していた。

この皮弁冠服こそ琉球の王位を象徴するものであった。

- 6 「神歌おもろ」「老人老女」老人躍の古風の民俗は村踊(収穫祭、豊年祭)で演じられている「長者の大主」にうかがえる。長寿、富貴、子孫繁栄を備えた理想像である。大城学『御冠船躍—組踊と舞踊—』(財)海洋博覧会記念公園管理財団、平成12年, 2月, p. 37
- 7 群舞形式の若衆躍。円陣の中にさらに幾重にも円陣を作る集団舞踊形式。矢野輝雄『沖縄舞踊の歴史』p. 156
- 8 若衆とは元服する前の少年のことをいい、琉球王朝では宮廷に仕える少年を指す。若衆が躍る躍が「若衆躍」。大城学『御冠船躍—組踊と舞踊—』p. 38
- 9 女躍の内容は祝福を主題としたものもあるが、今日では恋を歌い躍るものが多い。琉球王国時代は元服前の少年が踊った。池宮正治「芸能・衣裳の多彩」『沖縄芸能文学論』光文堂企画出版部, 1982, p. 339
- 10 琉球の故事に由来した時代劇を歌曲と踊で演ずる歌舞劇。
- 11 『伊波普猷全集 第三巻』平凡社、昭和49年
- 12 天保9年(1838)尚育王冊封のために渡来した冊封正使林鴻年、副使高人鑑を迎えた時に首里王府が編纂した組踊集。沖縄県立博物館に保管されていたが、第2次大戦中の沖縄戦で散逸した。外間守善、比嘉実「校註琉球戯曲集」解題『伊波普猷全集』第3巻、平凡社、昭和49年, p. 433
- 13 同治5年(1866)尚泰王冊封のため渡来した冊封正使趙新、副使于光甲を迎えた時に首里王府が編纂した組踊集で羽地本校訂に参照した写本。沖縄県立博物館に保管されていたが、今次沖縄戦で散逸した。外間守善、比嘉実「校註琉球戯曲集」解題, p. 434
- 14 「外題や台詞や着付けに多少の相違があり、前者(羽地本)が一時代古く編纂されただけに、初代テキストに比較的近いと思つたので、底本とし」た。伊波普猷「校註琉球戯曲集」『伊波普猷全集』第3巻, p. 19
- 15 外間守善、比嘉実、前掲書, p. 435
- 16 「翻刻 冠船踊方日記」『尚育王代における琉球芸能の環境と芸能復元の研究』平成12年度~14年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書、研究代表者板谷 徹
- 17 琉球王国が徳川将軍の襲職に際して慶賀使を、琉球国王の即位に際しては謝恩使を幕府に派遣する

- 制度をいう。その始まりは薩摩が琉球に侵攻した後、寛永11年(1634)慶賀使(正使佐敷王子)謝恩使(正使金武王子)を同時に派遣したことに始まる。嘉永3年(1850)の尚泰王襲封の謝恩使(正使玉川王子)が最後の使節であり、その回数は18回に及ぶ。この江戸上りでは將軍や島津藩主などに坐楽や琉躍、唐躍などの芸能を披露した。1832年(天保3年)の江戸上りの芸能衣裳に関しては拙稿「『琉球人坐楽之圖』にみる琉球の服飾」(『民俗芸術』vol. 26, 2010, pp. 240-246民俗芸術学会)に詳しい。
- 18 熊本藩御用絵師杉谷行直の描いた『琉球人坐楽之圖』『琉球人道楽之圖』。永青文庫所蔵。
- 19 崎原綾乃「御冠船芸能の準備と諸宴に関する研究」p. 42
- 20 『組踊への招待』琉球新報社, 2001, pp. 157-160
- 21 『沖縄振興開発計画推進調査報告書』平成6年度
- 22 『沖縄振興開発計画推進調査報告書』平成8年度
- 23 『民俗芸術 ETHNO-ARTS』vol. 20、民俗芸術学会, 2003
- 24 『琉球アジア社会文化研究』第6号、琉球大学, 2003
- 25 矢野輝雄『沖縄芸能史話』p. 261, p. 337, 金武良章『御冠船夜話』pp. 46-47など
- 26 大城學「古典舞踊とは」『御冠船踊ー組踊と舞踊ー』海洋博覧会記念公園管理財団、平成12年, p. 37
- 27 金城厚「『入子躍』初考」『尚育王代における琉球芸能の環境と芸能復元の研究』pp. 9-25
- 28 大城學「古典舞踊とは」『御冠船踊ー組踊と舞踊ー』pp. 38-40
- 29 真境名安興「組踊と能楽との考察」『伊波普猷全集 第三巻』天野輝雄『組踊への招待』本田安次「芸能の歴史と系譜 成立と発展」編者三隅治雄『沖縄の芸能』など
- 30 1684-1734。尚真王の三男、尚韶威今帰仁王子朝典十世の後裔。
- 31 『向氏家譜』康熙43年(1704)甲申11月17日の項目
- 32 池宮正治「首里城と御冠船踊」『御冠船踊ー組踊と舞踊ー』p. 60
- 33 琉球の士族階級。子は初位。譜代家以上の子弟の称号で元服すると里之子または筑登之の位を受け、赤冠(帕・ハチマチ)に銀簪(銀ジーファー)をさす。里之子は里之家の八品の称号。定年に達すると里之子親雲上の位を受け、黄冠(帕)を被冠る。里之子家は子→里之子→里之子親雲上→親雲上と出世する。筑登之家は子→筑登之→筑登之親雲上→親雲上と出世する。
- 34 東恩納寛恂「琉球の紅型」『民芸』6月号、通号42号、昭和31年
- 35 「神衣装のように赤地に金糸で刺繍を施したもので現代では紅型衣装に代替されているもの」池宮正治「琉球服飾史研究の諸問題」『国際服飾学会誌』No. 15, 1998, p. 24 「刺繍と摺箔の打掛けで組踊の女、女踊に用いられた」「多良間の組踊り台本に関する若干のコメント」『沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合研究』平成9-10年度文部省科学研究費補助金(基礎研究(B)(2)研究成果報告書)役者。1908-1993(明治41年-平成5年)
- 37 矢野輝雄『組踊への招待』p. 159
- 38 藤村玲子・與那嶺一子(「尚家継承紅型と沖縄の紅型」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ 美術工芸編』那覇市, 2003)の報告によれば、沖縄には現存資料として、神女衣裳として伝世している衣裳と士族の礼服として伝世している衣裳、胴衣の三点が衣裳として残され、五点の断片が確認されている。いずれも縹子織地に刺繍が施されている(断片の二点は縹子織の芭蕉布と苧布)。また、尚家継承美術工芸品(那覇市所蔵)の「白地竹蝙蝠牡丹文様型染刺繍縮緬衣装」(列品番号「50-紅型-42-57」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ 美術工芸編』那覇市)は、染と繡を施した唯一の作品として「琉縫箔」を示していると報告されている(藤村玲子・与那嶺一子「尚家継承紅型と沖縄の紅型」p. 27)
- 39 資料No. 4
- 40 『屋嘉区誌(戦前編)』屋嘉区事務所, 2005, p. 115, 120, 126
- 41 鎌倉芳太郎『琉球王家伝来衣裳』講談社、1972, p. 268
- 42 琉球信仰における神女の最高位の呼称。琉球全土の祝女の頂点に立つ存在で、王族の女性が任命されている。
- 43 琉球で着用された上衣。筒袖で丈が腰当りまでで、スリットや襷が入る。男女ともに着用する。
- 44 琉球で着用された下裳。プリーツ状の裳。ドジンとカカンの上に上衣を羽織る。
- 45 資料No. 1-3
- 46 『屋嘉区誌(戦前編)』屋嘉区事務所, 2005, pp. 116-117, pp. 124-125
- 47 紅型作家、伊差川祥子氏のご教示による。
- 48 真境名安興『沖縄一千年史』大正12年、栄光出版

- 社 『真境名安興全集』第一巻, 琉球新報社, p. 387
- 49 『首里・那覇の装い 王国時代から昭和初期まで』那覇市歴史博物館、平成22年、P. 10所収「紺地花文緞子衣裳」は卒宮城（ぐしみやぎ）セツ氏が1997年に那覇市に寄贈したもの。上江州安亨（「伝世する染織資料からみた中琉交易史」『首里城券腴』No. 10, 2008, p. 6, 12）によると、この衣裳はセツ氏が卒宮城に嫁ぐ際に持参した衣裳とされている。セツ氏は士族福地家の出身
- 50 前花（あえばな）ともいう。中井真元楷「演劇語集」（『沖縄の芸能』編者 三隅治雄 邦楽と舞踊出版社、昭和44年、pp. 424-425）には牡丹や椿の花を使用し若衆躍では菊の花を使うようになったとある。女躍や若衆躍に使用される。
- 51 中井真元楷「演劇語集」では「ばさら」としている。水引はこよりで作る。
- 52 左右一組を髪に挿すもので、細長い金紙を5本一組にまとめ、そのうち1本が長く、それぞれの先を輪にしたものである。
- 53 1837年8月6日「通草壺斤者 右冠船躍稽古之作花用候間買本代部無ニ而御用物座より踊人数江所望可被下候」『翻刻冠船躍方日記』p. 27
- 54 1837年9月20日「1. 桃紅花さや拾五反1. 緋紗綾七反1. 面粉三斤1. 明はん百六拾式匁1. 石ろく百式拾七匁1. 唐来百拾五匁1. 水粉百六拾匁1. 土黄式百七匁1. 正延紫三百式拾四枚1. 藍浪二百八拾九匁1. 黄丹式拾七匁 右冠船躍童子衣裳并作り花用御座候間買本代部無ニ而御用物座より踊人数江所望可被下候以上」『翻刻冠船躍方日記』pp. 34-35
- 55 引羽織とは若衆が着る羽織。両脇が打ち合わされているので打掛け（ウチカキ）というのか。「組踊等沖縄伝統芸能の音曲・衣裳の調査研究」『沖縄振興開発計画推進調査報告書』平成8年度、文化庁文化財保護部伝統文化課、p. 54
- 56 ここでの国元とは薩摩を経由して大和（日本）で調達することを意味すると思われる。琉球は1610年に薩摩の侵略を受けていらい、薩摩の属国となっていた。1837年2月「(略) 板メ縮めん六反長八尋宛但たん染大模様之等 右躍若衆衣裳用此節御国元江□□被仰付由御座候間但書之通模様書を以御調又被仰付度奉存候以上」『翻刻冠船躍方日記』p. 18
- 57 出雲でも長衣や風呂敷として作られていた「出雲板縮」があるが、こちらは木綿に板縮で模様を表すものなので、琉球で着用された衣裳は京都周辺で作られた「板縮め」の可能性が高い。
- 58 2011. 7. 26-9. 4まで開催。京都高野染工場より寄贈を受けた型板や型紙、模様見本帳など2万点を超える作品の調査を基に開催された。
- 59 澤田和人「紅板締め-江戸から明治のランジェリー」『紅板締め-江戸から明治のランジェリー』国立歴史民俗博物館、2011, p. 6-7
- 60 「組踊等沖縄伝統芸能の音曲・衣裳の調査研究」p. 54
- 61 大城学「沖縄の伝統芸能にみられる民族衣装」『民族芸術』Vol. 20, 2003, p. 126 『躍方日記』二月一日
- 62 「大奥」のこと。池宮正治「『戌年冠船躍方日記』について」『尚育王代における琉球芸能の環境と芸能復元の研究』平成12~14年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、平成15年
- 63 1837年2月1日「1. 緋羽二重五疋丈ニシテ三拾五丈七尺 1. 白羅式本丈ニシテ七丈式尺六寸ハメ式尺壹寸 但式行衣裳并陣羽織調用 1. 緋羅緞壹本丈ニシテ四丈八尺幅式尺六寸三分 1. 天青同壹本右同幅式尺五寸 但式行拜領之細帯并半向頭巾」『翻刻冠船躍方日記』pp. 15-16
- 64 琉球王府の外交文書を記録した漢文史料。1424年から1867年に及ぶ記録。明・清・朝鮮・シャム・安南（ベトナム）・ジャワなどアジア諸国との外交文書を集成している。
- 65 2-159-10「世子尚育より礼部あて、道光12年の進貢の方物受領、進貢使への賞賜、勅書の頒賜等、進貢関連事項の処置について知らせる礼部の四通を受け取ったむねの咨」（道光14年（1834）8月2日）『歴代宝案』訳注本 第11冊（第2巻146~160）、沖縄県教育委員会、p. 390
- 66 池宮正治「戌年冠船芸能の番組と舞台」国立劇場第9回琉球芸能公演『琉球王朝の芸能 戌の御冠船躍』平成13年、p. 4
- 67 王府の役所。道具類の調達や調理などを担当する。王府行政機構図参照『尚家関係史料総合調査報告書I 古文書編』那覇市、2003, p. 8
- 68 1837年2月15日「1. 今日本部里之子親雲上登城御双紙こほり兼濱親雲上御取次先達而申出置候御内原より被成下候御反布之儀何様可被仰付哉得御座圖候處緋羽二重并白羅ハ御有合無御座旨唐大和江御注文被仰付候様御用意方江可申出且又緋羅緞者有合無御座ニ付緋宮網緞子ハ御繰替を以被成下天芮羅緞ハ申出通先例表可被成下之旨被仰渡候事」『翻刻冠船躍方日記』p. 18
- 69 1837年2月26日「1. 本部里之子親雲上御近習参上

- 左之通御反布拝下候事 緋宮網緞子壺本長四丈六尺五寸幅式尺壺寸四分織留有ル 1. 天青色羅緞壺本長五丈式尺五寸幅式尺五寸右同」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 19 本部里之子親雲上は踊奉行（取納奉行懸）
- 70 2-150-02 「礼部より国王尚敬あて、道光八年の進貢使への格別の賞賜について知らせる咨」（道光9年（1829）1月23日）『歴代宝案』訳注本 第11冊（第2巻146～160）、沖縄県教育委員会、p. 147
- 71 「神歌（おもろ）こねり」の神歌主取（神歌長）、「入子躍」の天孫子（琉球最初のよのぬし、即ち君主。木の葉で製した衣を着ていたと伝えている。伊波普猷『琉球戯曲集』p. 28）・老人・『護佐丸敵打』のあまおへ（『阿摩和利、450年前の奸雄。布衣より身を起こして、勝連の城主となり、中山王の股肱、中城按司護佐丸を讒して之を攻むべし、間もなく反旗をひるがえして誅せらる。』伊波普猷『琉球戯曲集』p. 36）・按司（「尚真王（1465-1527）中央集権以前の国々の按司部（地方支配者の称号）を題材にしている。」東恩納寛惇「組踊に現れたる位階組織」『東恩納寛惇全集』6巻、琉球新報社、昭和57年、p. 471）・王府の使者など
- 72 「入道とは剃髪して仏門に入ること、その人の被る頭巾のことだが、由来については不明のことが多い。組踊では支配層の成人男子が一様に被る被り物。」大城学「沖縄の伝統芸能にみられる民族衣装」『民俗芸術』Vol. 20, 2003, p. 127
- 73 王府の役所。王府行政機構図参照『尚家関係史料総合調査報告書Ⅰ 古文書編』那覇市、2003, p. 8
- 74 1838年閏4月25日「(略) 1. 金入錦之御切壺切長式尺七寸布はゞ 右老人躍之頭巾之儀金入緞子調之段先例着付相見得候得共自分調之事ニ而何様才覚為致段書留無之脇方ニ者不有合品ニ而羽地按司登城御近習頭取次御案内之上拝下候事」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 55
- 75 1837年2月「(略) 1. 茶色金襴壺切長壺丈式尺七寸布はゞ 1. 白地同壺切長壺丈五尺九寸布はゞ 但式行大模様之等 右躍方仕立物用先達而御詔被仰付置由候間但書之通り大模様買下候様此節琉蔵役江被仰越度奉存以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 18
- 76 1837年10月「入道頭巾式ツ 但裏并飾共 右先例御茶屋御物ニ而稽古用并仕組おとり上覧之時相用得置候處此節右御物切爛相成申候間仕立相用得候様被仰付度尤此節御詔下之茶色金襴小模様ニ而御用相立不申御内原より錦之御切被下置候付右金襴之儀者御内原江繰替差上可申候處本行入道頭巾相調殘分差上候様被仰付可下候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 35
- 77 「御鎖」は「鎖の側」という交易と那覇の国庫を管理する役職を指す。池宮正治「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」『沖縄振興開発計画推進調査報告書』文化庁文化財保護部伝統文化課、1996, p. 92
- 78 「仇討物の大主は頭取をしていることが多く、つまり家老のような役目をしているのである（略）」池宮正治「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」p. 94
- 79 水色に近い薄い青色。比較的身分の低い人に用いられる染色。池宮正治「組踊等沖縄伝統芸能の音楽・衣裳の調査研究」p. 53
- 80 拙稿「『琉球人座楽之圖』にみる琉球の服飾」『民族芸術』に詳しい。
- 81 「もつ」は中国語で帽子のこと（中略）能狂言のなかにも「もうす」とあり、僧侶の用いる帽子をそう呼んでいる。矢野輝雄『組踊への招待』琉球新報社、2001, p. 188
- 82 1837年12月「中床緋縮緬三拾壺反 右入子若衆正日之衣裳用として買元此部無ニ而御用物座より踊人数江所望可被下候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 41
- 83 池宮正治「首里城の舞台に供された組踊と知られざる組踊」『日本東洋文化論集』琉球大学法文学部紀要、2001, p. 22
- 84 1838年6月10日「緋花紗綾三拾七反 右入子躍若衆緋縮緬衣裳裏用候間買本代部無ニ而御用物座より踊人数江所望可被下候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 58
- 85 1838年6月18日「(略) 踊人数江所望被下候緋さや之儀於御用物座代銭引替を以て銘々江相渡可申候處踊童子程来次第衣裳之長短有之當座ニ而たし合相渡不申者代料難取究事御座候間先例之通被成下代銭之儀者唐買本代部無理ニシテ来月十月中限被召延當座ニ而取メ一手上納仕候様被仰付可被下度奉存候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 59
- 86 1837年4月「(略) 緋緞子壺切長九尺五寸幅壺尺壺寸九分九厘 壺筋ニ長九尺五寸ヒ七寸三分三厘帯ニシテ三筋 先例1. 緋羅緞本坪ニシテ壺万式千六百式拾四坪 先達而拝下之事1. 同宮網緞子壺本坪ニシテ一万八百八拾壺坪 差引不足壺千七百四拾三坪 右躍若衆江拝領之細帯用トシテ先達而御内原より拝下置候處長幅短ク有之坪高取立右通

丈尺不足相成申候間本行之高緋緞子類切重被成下度奉存候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 21 先例では、長さ9尺5寸・幅7寸3分3厘（長303cm×幅22.2cm）の帯を作ることになっている（長さ9尺5寸、幅2尺1寸9分9厘の裂から3筋の帯（1筋は長さ9尺5寸、幅が7寸3分3厘）を作ることになっている（長303cm×幅22.2cm））。しかし実際は1743坪少ないので、長さ9尺3寸・幅7寸1分3厘（長293.7cm×幅21.3cm）の帯しか作る事ができない計算である（坪とは裂1寸四方の面積をいう。つまり先例の緋羅緞子1本は4丈8尺×2尺6寸3分により12,624坪となる（1筋は長さ9尺5寸、幅が7寸3分3厘の帯で15筋仕立てられる）。しかし替わりに支給された緋宮網緞子は先例より1743坪少なく、前述した通り、長さ9尺3寸、幅7寸1分3厘の短い帯になってしまう（緋宮網緞子1本（4丈6尺5寸×2尺1寸4分）は10,881坪にはならないが、記録時に間違えて4丈6尺5寸×2尺3寸4分とすればこの数字が成り立つ））。

- 87 『世界に誇る／琉球王朝文化遺宝展』 p. 83, p. 179
- 88 1838年1月「(略) 躍童子供江拝領之細帯用天青羅緞□宮網緞子辰冠船之節御例通式拾九筋分先達而御内原より被成下候處此節ハ躍童子三拾二人ニ而當分被下置候分ニ而者不足相成申候間今三筋分御有合之緞子重被成下度奉存候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 44
- 89 1838年2月16日「1. 躍童子江拝領之細帯用緞子たし方を以銘々江頂戴仕させ候こと 附 1. 頂戴仕候面々より御拝領之儀御用意方より拝下ヶ被下候筋ニ而辰年例通御申上ニ及不申筋申談差ひかえ候 1. 拝領之細帯三拾二筋壱筋長九尺五寸三分三厘完切調銘々江相渡候尤切、□万細遣召遣置候」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 46
- 90 1837年9月4日「(略) 引羽織用の式拾舛三ッ葉布長式尋幅壹尺三寸かすのきつなき織調来月十五日限首尾可被申出候尤貫物公事調ニ被仰付候間織調候時分可申渡候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 33
貫物は刺繍のこと。琉球語ではヌチムンという。池宮正治「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」『沖繩開発推進』 p. 87
- 91 伊波普猷「校註琉球戯曲集」『伊波普猷全集』第3巻, p. 28
- 92 経糸が1600本もある極上の芭蕉布。1升は経糸80本のこと（20升×80本）。また1算（ヨミ）も経糸の数を表し、箴羽40枚が1算で1羽に2本の経

糸が入る（40羽×20算×2本）。

- 93 三ッ葉とは上質の芭蕉布のこととある。「三ッ葉布 芭蕉ヲ紡績シ織リ上ゲテ煮テ洗濯ス」河原田盛美「琉球備忘録」『沖繩県史』第14巻雜纂1資料編4, 1965所収ミツマンチ。池宮正治「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」『沖繩開発推進』 p. 91
- 94 明治42年8月17日四面「琉球新報」『沖繩県史』資料編5 染織関係近代新聞資料所収、沖繩県教育委員会, 1997, p. 369
- 95 『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）』第1巻美術・工芸、平成16年、沖繩県立芸術大学附属研究所, p. 211
- 96 1837年8月28日「(中略) 1. 躍方惣人数之儀大帯ニ而者差支申候間おとり稽古中細帯ニ而相勤候様被仰付(略)」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 32、惣人数は地人数か。『戯曲集』入子踊配役参照。
- 97 主役の腰掛ける床几を持つ小姓。『琉球戯曲集』 p. 36
- 98 大主は按司家の頭取、もしくは其の相当格なり。東恩納寛惇「組踊に現れたる位階組織」『琉球戯曲集』 p. 397 仇討物の英雄。若按司を擁し味方を糾号して活躍する。家老のような役目をする。池宮正治「組踊の「着付」に関する注釈と若干の考察」 p. 94 ひやは大親の事なり。大親は大屋子の事なり。大屋子は地頭代の事なり。故に比屋は地頭代の事なり。東恩納寛惇「組踊に現れたる位階組織」 p. 400
- 99 「孝行之巻」嘉手納の比謝川の上流にある屋良漏池の伝説を踏まえている。早魃に悩む村人が池の神、大蛇に生け贄を捧げることになり、王府が遺族の面倒をみることにして、生け贄を募る。貧乏な娘が孝心から申し出、池に入ると大雨が降り、蛇は死んで孝行な娘は助かるという筋書き。
- 100 仕組とはある程度練習が整ったら本番にむけて、月6度行う稽古。一般士族の見学も許された。崎原綾乃「御冠船芸能の準備と諸宴に関する研究—戊の御冠船を中心に—」『琉球アジア社会文化研究』第6号, 2003, pp. 45—47
- 101 1837年10月5日「(略) 玉色さや衣衣枚緒共 右先例御茶屋御物ニ而躍稽古用并仕組躍 上覧之時相用置申候處失却ニ付拂捨被仰付由ニ而渡方無之候間此節仕立相用得候様被仰付可被下候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 35
- 102 1838年6月「(略) 黒縮緬入道頭巾拾ッ 右躍稽古用并仕組躍 上覧之時先例御茶屋御物ニ而相用得置候處此節之儀右御物之内四枚相請取候得共切

- 爛物ニ而御用相立不申先達而躍上覧毎旦月六度仕組之節々者新仕立之等相用得候故見苦敷相成宴毎之御用難相立候間仕替用得候様被仰付可被下候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 59
- 103 胴衣・下裳は「どじん・かかん」といい琉球の女性の正装に着られる。腰丈までの上衣とプリーツスカート状の裳の組み合わせで、上衣に長衣を着用する。
- 104 鎌倉芳太郎が大正末期に沖縄の調査を行ったさいに首里紺屋で「びんがた」と呼ばれていた色絵形付に「紅型」の字を当てたという。『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、1983 他多数。久貝典子「『紅型』という名前」（『沖縄学』沖縄学研究所紀要、第9号、2006）に詳しい。
- 105 『戯曲集』「唐棒」の木綿単衣裳と「花売の縁」で森川の子が着る胡染木綿衣裳、猿引の渋染紬上布
- 106 1837年3月2日「下儀保村知念筑登之親雲上 右冠船躍方紺屋仮主取仕手懸而被仰付可被下以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 20
- 107 1838年1月8日「奉行式人 下儀保村知念筑登之右冠船躍方御衣裳美形付并諸染物之類拜調方被仰付置候處細工多人数召遣候付而者私一人之下知方ニ而者念遣存候間仮勢頭仕手掛而被仰付被下度奉願候此旨宜様御取成可被下儀願候以上 正月四日躍方紺屋仮主取 知念筑登之親雲上 右申出之通御達可被下候以上 戊正月四日 奉行式人 汀志良村 玉城筑登之親雲上 下儀保村玉城筑登之下儀保村知念にや 同村知念にや 同村かま知念大中村知念筑登之 大中村かま知念 同村比嘉にや 町端村三郎新垣 桃原村石川にや（略）」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 43
- 108 1838年6月「（略）本文逐披露候處楽屋幕之儀御申出通二者難被仰候間先例幕壹ツ高壹丈式尺よく四間之通可相用候走幕之儀者仕立方を以相用得候様被仰付候 但上布紺染ニ而のしめ式筋入竹梅鶴之 以上 繪ひん形付緋縮めん眉仕合 戊七月朔日 豊平親雲上 右者躍方楽屋幕之儀先例之通紺染ニ而 躍方 のしめ式筋入仕立置候處会恰合不宜候間此節之儀但書之通仕立相用得候様被仰付被下且又舞臺座構之儀節、先例走幕無之故見分不宜与存申候間右仕立置候楽屋幕之儀者走幕ニ召成相用得候様是又被仰付度奉存候以上」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 60
- 109 「『球陽』（卷之15）尚穆王16年（乾隆31年、1766）に「創造唐紙知念印金緞子紙」とあり、唐紙知念が支那へ渡り唐紙模様の形付けを習ってきた。実子に唐紙型を教え、養子に紅型、藍型を伝えたという。知念ミハギー（養子子孫の長男）の弟が大正8年頃まで首里で家業（染色）を営んでいたが、遂に廃業し那覇へ移り住んだ。鎌倉芳太郎『古琉球型紙の研究』
- 110 1837年8月6日「冠船方御入價之儀莫太之銀高ニ而諸士百姓江出物被仰付猶又御國元江御拝借銀之御願被仰上館内才覚等被仰付候付御拝借銀之儀者御願通相濟候共才覚銀之儀近年御物入相續御借銀及重高候付而者過分之銀高全相調候程合不相見得甚御難渋之事候右付而者諸所御普請又者萬御仕立物可成支入料相掛候様無之候而者不叶事候跡、より仕来候内ニ茂諸奉行諸役人働ニ依候而者御物入相減候手筋も可有之候条比砌格別之儀にいつれ茂厚込受随分其詮相立候様々可被相働候此旨支配中堅可被申渡者也」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 27
- 111 豊見山和行「冊封の様相」『新琉球史』近世編（上）、琉球新報社、1990、p. 96
- 112 「毎日の給与は最上給で米5升、豆腐3斤（1斤160匁およそ600g）、豚肉5斤、生魚4斤、羊肉2斤、鶏2羽、鶏卵10個、西瓜2、野菜11斤、蠟燭4丁、炭10斤、薪木4束その他酒調味料など」矢野輝雄『沖縄芸能史話』日本放送出版協会、昭和49年、pp. 109—113
- 113 1貫は1000匁。およそ3.75kg。東恩納寛惇は尚敬王代では銀120匁が錢1貫文、米5斗としている。よって現銀必要額は14,800貫余り、米にして7400石、沖縄本島の租税（16,238石）額の半分に達するとしている。矢野輝雄『沖縄芸能史話』p. 111 『球陽』尚育王元年（1835年）、4年後に控えた冊封の儀を前に「本国マサニ冊封ノ大典アラントス。其ノ冊封ヲ歓待スルノ需、固ヨリ莫大ノ費ニ属ス。但シ、帑項極メテ乏シク以テ其ノ需ヲ調弁シ難シ。正ニ計窮マルノ秋ニアリ」〔檄ヲ國中ニ発シ、米錢ヲ借貸ス〕
- 114 正使、副使などは冊封使専用の施設、天使館に滞在した。
- 115 島袋全発『那覇変遷記』1978、沖縄タイムス、pp. 38—45
- 116 1838年8月10日「喜舎場里之子親雲上 躍方 同日 1. 今日於西之御殿仲秋宴之躍仕組方被仰付且踊人数衣裳并躍道具之儀茂仲秋宴之通被仰付候付九ツ時分（略）」〔翻刻冠船躍方日記〕 p. 65